

# 浜松市広域受援計画

本 編

令和4年4月改訂

浜松市

## 更新履歴

更新月	更新内容
平成 30 年 3 月	「浜松市広域受援計画」本編 策定
令和 3 年 4 月	「浜松市広域受援計画」本編 改訂
令和 4 年 4 月	「浜松市広域受援計画」本編 改訂

# 目次

## 第1章 総則

1 経緯と目的 .....	1
2 本計画の位置づけ .....	1
3 本計画の適用 .....	1
4 発災からの経過時間に応じた対応 .....	2
5 受援に係る役割 .....	3
(1) 総括部（受援総括班） .....	3
(2) 災害11部、区本部 .....	3
6 平常時からの準備 .....	5
7 経費負担 .....	6
8 指定都市市長会等への応援要請 .....	6

## 第2章 救助活動

1 要旨 .....	7
2 受入れに係る活動概要 .....	7
(1) 施設所管課等 .....	7
(2) 災害11部 .....	7
(3) 区本部 .....	7
(4) 警備部（消火・救出部） .....	8
(5) 総括部（状況分析班） .....	8
3 活動拠点・拠点ヘリポートの開設について .....	8
(1) 活動拠点の主な確認事項 .....	8
(2) 拠点ヘリポートの主な確認事項 .....	8
4 調整会議による活動調整及び情報共有について .....	8
(1) 調整会議での協議事項 .....	8
(2) 応援部隊用地図等の用意 .....	9
(3) 調整会議の構成メンバー .....	9
(4) 調整会議の運用例 .....	9
5 自衛隊への要請と受入れについて .....	9
(1) 災害派遣要請の範囲 .....	9
(2) 災害派遣要請の手続き .....	11
(3) 派遣要請にあたっての通知事項 .....	11
6 警察災害派遣隊の受入れについて .....	12
(1) 警察災害派遣隊の派遣 .....	12
(2) 応援都道府県警察の指揮 .....	12
(3) 警察災害派遣隊の任務 .....	12

(4) 警察災害派遣隊の活動拠点の調整等 .....	12
(5) 臨時ヘリポートの提供 .....	12
7 緊急消防援助隊の受入れについて .....	13
(1) 応援要請の手続き及び受入れ .....	13

### 第3章 医療活動

1 要旨 .....	14
2 広域医療搬送活動 .....	14
(1) 市及び医療機関の広域医療搬送活動 .....	14
(2) 航空搬送拠点までの患者搬送 .....	14
3 保健医療活動チームの支援要請及び受け入れ .....	15
4 医薬品等及び輸血用血液の確保 .....	16

### 第4章 物資調達活動

1 要旨 .....	17
2 物資調達・供給活動の概要 .....	17
(1) 物資調達・供給の基本的な流れ .....	17
(2) 物資受け入れに関する留意すべき事項 .....	17
3 平常時からの準備 .....	17
(1) 住民への啓発 .....	17
(2) 物資の備蓄 .....	17
(3) 緊急物資の調達・輸送に関する体制の構築 .....	18
4 物資調達活動 .....	18
(1) 発災直後から概ね3日間の活動 .....	18
(2) 発災後概ね4日目以降から7日目までの活動 .....	21
(3) 発災から概ね1週間以降の活動 .....	22
5 緊急物資の輸送に関する留意事項 .....	23
(1) 広域物資輸送拠点から避難所への物資輸送 .....	23
(2) 輸送手段の確保 .....	23

### 第5章 燃料供給

1 要旨 .....	24
2 燃料供給の概要 .....	24
3 災害応急対策に従事する車両への燃料供給 .....	24
(1) 平常時からの準備 .....	24
(2) 発災時の対応 .....	24
4 県が指定する優先供給施設への燃料供給 .....	25
(1) 平常時からの準備 .....	25
(2) 災害時の対応 .....	25

5	市が指定する優先供給施設への燃料供給.....	26
	(1) 平常時からの準備.....	26
	(2) 災害時の対応.....	26

## 第6章 他都市職員の受入れ

1	要旨.....	27
2	応援要請の流れ.....	27
	(1) 静岡県への要請.....	27
	(2) 指定都市市長会等への要請.....	28
	(3) 独自の協定先団体への要請.....	28
3	受援の準備.....	29
	(1) 応援団体との連絡調整.....	29
	(2) 必要な資機材の準備.....	29
	(3) 応援職員の活動拠点の確保.....	29
	(4) 応援職員に要請する業務内容・手順等の整理.....	29
	(5) 応援職員の宿泊場所及び食料等の確保.....	29
4	応援職員の受入れ.....	29
	(1) 応援職員の受付.....	29
	(2) 業務内容等の説明.....	29
5	応援職員の管理.....	30
	(1) 情報共有.....	30
	(2) 業務管理.....	30
	(3) 交代に係る対応.....	30
6	受援による業務の終了.....	30
	(1) 受援終了の判断・決定.....	30

## 第7章 災害ボランティアの受入れ

1	要旨.....	31
2	災害ボランティア本部等の設置及び活動状況の把握.....	31
	(1) 災害ボランティア本部等の設置.....	31
	(2) 活動状況の把握.....	31
3	宿泊場所.....	32

# 第1章 総則

## 1 経緯と目的

大規模災害発生時には、職員や庁舎の被災により行政機能が大幅に低下する中で、災害応急対策や被災者支援等の業務が膨大になる。さらに継続すべき通常業務にも対応する必要があり、他の行政機関や民間企業等による応援を最大限活用することが求められる。

本市では大規模災害時の行政機能の継続性を確保するため、平成27年3月に「浜松市業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）を策定し、防災訓練等においてその有効性を検証してきた。

また、平成28年3月には静岡県が「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を策定し、受援に関し、県と市町が実施すべき業務を明確にした。

以上のような状況を踏まえ、本市では円滑な支援受入れ体制を確保し、効率的な災害応急対策を実施することで、市民の生命・安全を守るために「浜松市広域受援計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は「浜松市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）の下位計画に位置づける。

なお、個別の対応詳細については各部、各区の対応計画（業務継続計画、初期対応マニュアル等）の中で示すものとする。

本計画は「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」や「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」、「緊急消防援助隊浜松市受援計画」、「浜松市医療救護計画」、その他の個別計画との整合を図っている。

また、本計画は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日、中央防災会議幹事会決定。以下「国の具体計画」という。）の修正、訓練等を通じた検証、国・県・市及び防災関係機関等の体制変更や施設整備の進捗等に応じて、必要な見直しを行う。

## 3 本計画の適用

ア 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき（※1）。

イ その他、大規模な災害が発生し、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合。

---

※1 震度6弱以上：市内で発生した場合、市災害対策本部体制（第3次非常配備）の配備基準（地域防災計画 解説・運用編より）。過去の事例では甚大な人的被害、建物被害等が発生しており、他の地方公共団体から先遣隊が派遣されることが想定される。

#### 4 発災からの経過時間に応じた対応

人命救助のために重要な72時間を意識しつつ災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うための発災からの経過時間に応じた行動目標（以下「タイムライン」という。）を定め表1.1に示す。

表 1.1 各分野別の災害応急対策活動のタイムライン

分野（章）	行動目標	活動内容
共通	数時間以内	震度分布、航空偵察及び県、応援部隊等から得た情報により、市内の被害概要を把握、必要により広域応援部隊等の応援計画修正を要望
救助活動 （第2章）	24時間以内	市外部隊の受入れ （応援部隊等の受入れ、活動拠点の開設準備）
医療活動 （第3章）	24時間以内	広域医療搬送活動 （災害拠点病院等から航空搬送拠点までの患者搬送用車両の確保）
物資調達活動 （第4章）	4日目	国からのプッシュ型支援物資受入れ （物資集積所の開設準備、各施設への搬送準備）
燃料供給 （第5章）	4日目	災害応急対策車両、災害応急対策上重要な施設に対する燃料供給開始
他都市職員の 受入れ （第6章）	24時間以内	他都市職員受入れの準備、調整 （依頼応援業務・人数の把握、宿泊場所等確認）
災害ボランティアの 受入れ （第7章）	3日目	社会福祉協議会によるボランティアセンターの立上げ

※「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を参考としている

## 5 受援に係る役割

浜松市災害対策本部（以下「市本部」という。）は図 1.1、表 1.2 に示すように受援に関する総合的窓口として総括部広報・連絡部門に受援総括班（以下「総括部（受援総括班）」という。）を設置し、外部からの問い合わせ先を明確にするとともに、市全体の受援に関する情報を一元的に管理する。

なお、個別の具体的な応援要請、受入れ業務については災害 11 部、区災害対策本部（以下「区本部」という。）がそれぞれの対応計画に基づき主体的に実施する。

### （1）総括部（受援総括班）

- ア 受援に関する総合窓口として外部団体からの問い合わせに対応する。
- イ 災害 11 部、区本部から受援に関する情報を収集し、市全体の受援状況を把握する。
- ウ 必要に応じ、関係機関との応急対策に関する市防災関係機関調整会議（以下「調整会議（※2）」という。）を行う。

### （2）災害 11 部、区本部

被害状況を把握し、対応計画（業務継続計画、初期対応マニュアル等）に基づき以下を実施する（要請や報告等の詳細については各章を参照のこと）。

- ア 所管する活動拠点・ヘリポートの開設可否状況等を確認し報告する。
- イ 不足が予想される物資や人員を把握し、要請を行う。
- ウ 支援物資の受入れや応援職員への業務説明等の必要な調整を行う。
- エ 総括部（受援総括班）へ受援業務に係る必要な報告をする。

---

※2 調整会議：救助活動や物資輸送等の応急対策について、警察、消防、自衛隊、ライフライン関係機関、市関係部局等の要員によって情報共有及び活動調整等を必要に応じ随時行う。



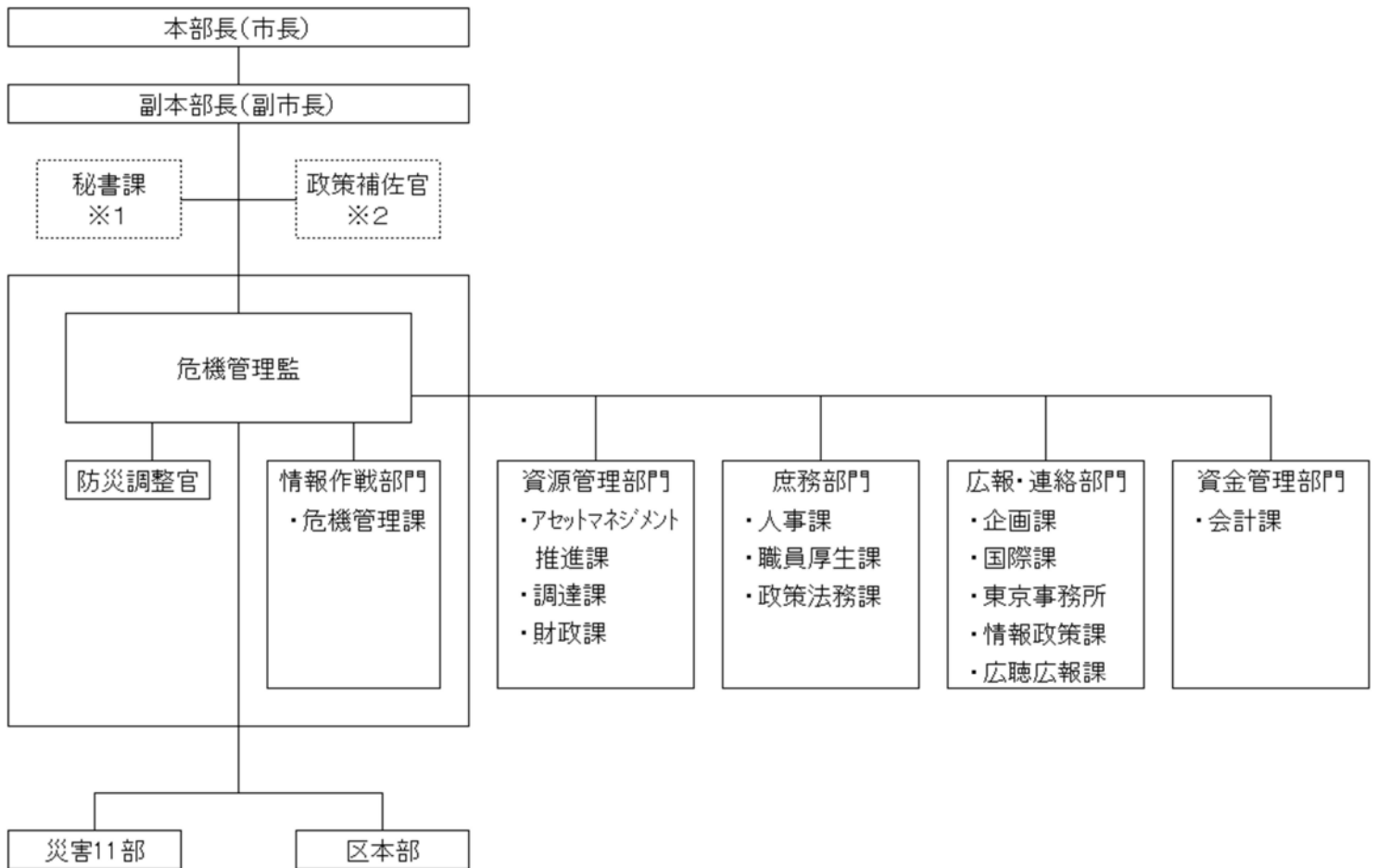


図 1.1 浜松市災害対策本部の編成

表 1.2 浜松市災害対策本部の人員・役割

名称		役割	
本部長		全体の統括責任者	
副本部長		本部長を補佐	
総括部	危機管理監	本部長及び副本部長を補佐するとともに、総括部責任者として市災害対策本部を指揮する。	
	防災調整官	総括部の指揮・統括を行う危機管理監を補佐する。	
	政策補佐官	本部長の政策に関することを補佐	
	秘書課	本部長及び副本部長を秘書業務で補佐	
	情報作戦部門	状況分析班	災害救助に訪れる警察、消防、自衛隊のリエゾンとそれぞれの活動地域や活動内容に関して調整を行う。情報整理班が作成した市内の被災状況を基に、速やかに処置すべき事項を意思決定するとともに災害対応の実行に移す。また、将来の課題も予測し、「短期的な目標」、「中長期的な目標」と「災害対策本部会議で提示する対応方針（案）」を策定する。
		情報整理班	「情報収集班や災害 11 部、区本部、市民からの情報」、「国や県の動き」、「指定公共機関や指定地方公共機関、その他の防災関係機関の動き」を整理して、地図、ホワイトボード、パソコンとマルチ表示ディスプレイ等を活用して危機管理センター内に「情報の表示」を行う。
		情報収集班	「災害 11 部や区本部、市民からの情報」、「国や県の動き」、「指定公共機関や指定地方公共機関、その他の防災関係機関の動き」を積極的に収集する。
	資金管理部門	資機材・空間・車両班	発災直後における庁舎の応急危険度判定と施設の被害状況及び使用可能設備の確認を行うとともに、非常用電源の運転状況確認と燃料の確保、建物内の電源復旧及び機能維持、災害時優先電話の被害確認と復旧、回線確保を行う。
		財務・調達班	緊急物資の調達方法を決定して各部署へ指示を発出するとともに、災害 11 部及び区本部から必要な緊急物資リストを収集して発注する。また、必要となる燃料の量と供給先を確認して調達する。
	庶務部門	人事班	発災後、速やかに全職員の参集、死亡、行方不明、負傷、出張等の確認を行い、第 1 回 災害対策本部会議において初動報告を行う。加えて、災害 11 部及び区本部の不足職員を把握し、災害支援部等の職員を応援職員として手配する。
		安全衛生班	物流が回復するまでの間、災害備蓄品等を総括部職員に対して配付する。また、休憩場所、仮眠場所、マット及び毛布を確保するとともに、トイレ機能が回復するまでの間、災害用の携帯トイレ、便袋を総括部職員へ提供する。更に、災害対応を行う市職員の休憩施設として、庁舎内及びホテル等の空室を確保して提供する。
		情報整理支援班	情報作戦部門の情報整理班を支援する。
	広報・連絡部門	受援総括班	本市に対する国や県、他都市からの受援活動の総合窓口として、関係機関や外部団体からの問い合わせに対して一元的に対応する。また、災害 11 部や区本部からの支援要請に関する情報を収集するとともに、庶務部門の人事班（人事課）と連携して市全体の受援状況を把握する。
		連絡調整班	関係省庁から入手した情報並びに指定都市市長会事務局等との連絡調整結果や入手情報を災害対策本部へ報告する。また、広報班と連携して避難指示や災害情報を多言語により配信するとともに、浜松国際交流協会及び外国人に関連する関係諸機関との連絡調整を行う。
通信班		本庁、区役所等、防災拠点との通信確認と機能回復を行うとともに、電話、パソコン、オンラインシステムの被害確認と復旧並びに機能維持を行う。	
広報班		市民に対する災害情報、生活情報等の広報を行うとともに、記者会見を行う。また、情報作戦部門と連携して広報資料を取りまとめる。	
資金管理部門	会計班	発災後、速やかに必要となる歳出現金の確保に努めるとともに、災害応急対応のための優先度の高い支出命令書から会計処理の審査を行う。また、指定金融機関等の営業状況の把握に努めるとともに、義援金、寄付金等を受け入れるための口座の開設を行う。	
災害 11 部・各区		災害 11 部及び区本部から派遣されるリエゾンであり、地震災害応急対策上の指示又は情報について所属する災害 11 部及び区本部と連絡をとる。（情報作成部門に属する。）	

「浜松市災害対策本部（総括部）災害時初期対応マニュアル（大規模地震災害編）」参考

## 6 平常時からの準備

発災後、直ちに本計画に基づく災害応急対応を迅速かつ円滑に開始できるよう、使用する緊急輸送ルート、防災拠点、資機材等を把握しておくとともに、事業者との間で災害時応援協定を締結しておく。

また、応援部隊や事業者等との共同訓練を実施することで受援に係る連絡・調整等の手順等を習得するとともに、「相互に顔の見える関係」を構築して実効性の高い応援体制を確保する。

## 7 経費負担

協定や要請に基づく応援の場合、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等については、概ね被応援市が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定で定められている通りとする。協定や要請に基づかない自主的な応援の場合には、それぞれの応援団体等に負担を依頼する。

なお、被災程度により災害救助法（資料編 1-1）が適用されると、災害救助法の対象となる経費は、静岡県が支弁することをあらかじめ周知する。

## 8 指定都市市長会等への応援要請

市は国の具体計画に基づく応援要請を基本とし、これを補うための応援として相互応援協定（※3）に基づく要請を行う。

なお、相互応援協定に基づく応援にあたっては、指定都市市長会（資料編 1-2）への要請を第1優先とする。

---

※3 相互応援協定：21 大都市災害時相互応援に関する協定（資料編 1-3）、三遠南信災害時相互応援協定（資料編 1-4）等。

## 第2章 救助活動

### 1 要旨

大規模災害発生時においては、市内で多数の負傷者等が発生するおそれがあるため、あらかじめ定めた救助活動拠点において、自衛隊、警察及び消防の応援部隊を迅速かつ円滑に受入れる。

### 2 活動拠点・拠点ヘリポート開設

施設所管課等は発災後に活動拠点・拠点ヘリポートの被害状況の確認とともに開設可否状況の確認・報告を行う。また、消防局（各署）は主に緊急消防援助隊が利用する活動拠点・拠点ヘリポートの開設可否状況の確認・報告を行う。なお、開設の流れを図2.1に示す。

#### (1) 施設所管課等

ア 活動拠点・拠点ヘリポートの開設可否状況の確認及び区本部・災害11部への報告（様式2-1）

イ 活動拠点・拠点ヘリポートの開錠<sup>※1</sup>及び施設内における立ち入り制限等を行う。

#### (2) 災害11部（該当施設を所管する課等がある部）

ア 災害11部が所管する活動拠点・拠点ヘリポートの開設可否状況の確認と総括部情報作戦部門の状況分析班（以下「総括部（状況分析班）」という。）への報告（様式2-1）

イ 活動拠点・拠点ヘリポートの選定結果を施設所管課等へ連絡

#### (3) 区本部（該当施設を所管する課等がある区）

ア 区本部が所管する活動拠点・拠点ヘリポートの開設可否状況の確認と総括部（状況分析班）への報告（様式2-1）

イ 活動拠点・拠点ヘリポートの選定結果を施設所管課等へ連絡

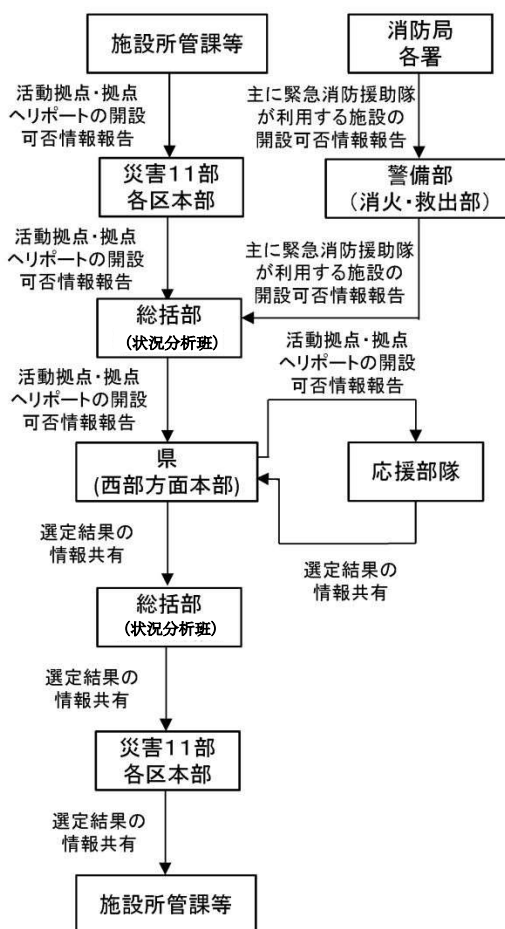


図2.1 活動拠点・拠点ヘリポート開設の流れ

※1 市地域防災計画の「ヘリポートの具備すべき条件」を確保するとともに拠点ヘリポートにおける安全確保要員及び通信連絡要員を確保する。

#### (4) 警備部（消火・救出部）

- ア 主に緊急消防援助隊が利用する活動拠点・拠点ヘリポートの開設可否状況の確認と総括部（状況分析班）への報告（様式 2-1）
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請と総括部（状況分析班）への報告

#### (5) 総括部（状況分析班）

- ア 自衛隊派遣要請を県に要求
- イ 応援部隊への派遣要請状況の集約
- ウ 活動拠点・拠点ヘリポート状況等の集約及び県への報告（資料編県様式 3-8-13）
- エ 活動拠点・拠点ヘリポートの選定結果を災害 11 部及び区本部へ連絡
- オ 応援部隊との活動区域・活動内容・通信手段等についての調整
- カ 調整会議の運営

### 3 活動拠点・拠点ヘリポートの確認事項

#### (1) 活動拠点の主な確認事項

- ア 利用可否（利用可能／利用不可）
- イ 避難者等の支障（有／無）
- ウ 電気利用（可／不可）
- エ 水道利用（可／不可）
- オ 応急危険度判定の実施状況（赤／黄／緑／未）
- カ 通信手段（防災無線／消防無線／携帯電話／ボイパケ等）
- キ 備考（その他の特記事項）

#### (2) 拠点ヘリポートの主な確認事項

- ア 利用可否（利用可能／利用不可）
- イ 避難者等の支障（有／無）
- ウ 安全確保要員配置（済／未）
- エ 通信手段（防災無線／消防無線／携帯電話／ボイパケ等）

### 4 調整会議による活動調整及び情報共有

救助活動等に係る応援部隊間の県内における配分調整、増援要請等は県が行うこととなるが、市内で活動する応援部隊間の調整や情報共有のための調整会議を市災害対策本部総括部内（本庁 4 階危機管理センター内）にて行う。また、市からの応援部隊に対する要望事項については調整会議等で伝えるものとする。

なお、総括部（受援総括）は応援部隊の活動が競合重複することのないよう、最も効率的に作業が分担できるよう配慮する。

#### (1) 調整会議での協議事項

- ア 市内における活動拠点や活動区域の調整
- イ 西部方面本部への要請事項のとりまとめ

ウ その他、各部横断的な方針の調整や情報共有

(2) 応援部隊用地図等の用意

- ア 活動拠点、ヘリポート位置図
- イ 災害拠点病院、救護病院位置図
- ウ 応援部隊の活動区域図 等

(3) 調整会議の構成メンバー（下記のうち必要な要員にて行う）

- ア 総括部（状況分析班）、災害 11 部、各区の連絡員
- イ 自衛隊、警察、消防等応援部隊、国（国土交通省）、西部方面本部、ライフライン関係機関の連絡員

(4) 調整会議の運用例（参考）

- ア 負傷者等の救助の必要がある場合に、対応する部隊の調整や搬送ルート・搬送先の協議を必要な要員で随時行う。
- イ 各応援部隊の 1 日の活動区域や活動内容の協議を、必要な要員で当日の朝に行う。

5 自衛隊への要請と受入れについて

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、表 2.1 の 3 つの要件を満たすもので、その内容は表 2.2 に示すとおりである。

表 2.1 災害派遣要請の要件

緊急性	差し迫った必要性があること
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

表 2.2 災害派遣要請の内容

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の勧告又は指示による避難者の誘導、輸送等の援助
遭難者等の搜索援助	遭難者等の搜索援助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力し消火活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路又は水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救恤品 <sup>きゅうじゆつ</sup> を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

## (2) 災害派遣要請の手続き

ア 総括部（状況分析班）は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣が必要な場合には、原則として自衛隊の部隊の派遣要請について西部方面本部を通じて知事に対し、要請書（資料編県様式 3-8-10）を用いて要求する。なお、自衛隊の要請（の要求）から受入れの流れについては図 2.2 に示すとおりである。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行き、事後速やかに要請書（資料編県様式 3-8-10）により要求する。

イ 総括部（状況分析班）は、やむを得ない理由により知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令（浜松基地）に通知し、事後速やかに知事に対してもその旨を通知する。

ウ 総括部（状況分析班）は、知事に対し災害派遣の要請を求めた場合、自衛隊の円滑な派遣のために、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、その旨を知事にも通知する。

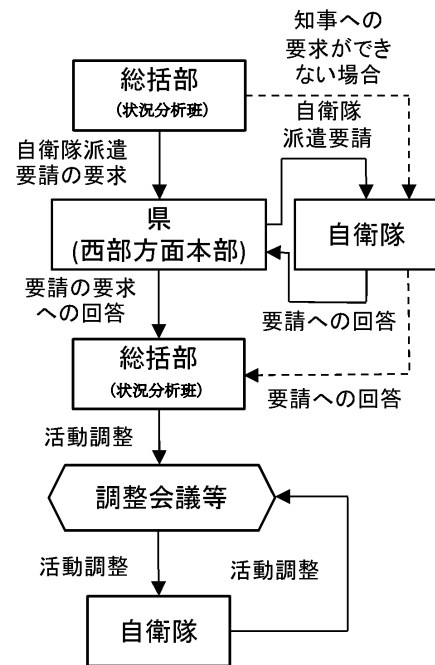


図 2.2 自衛隊の要請（の要求）から受入れの流れ

## (3) 派遣要請にあたっての通知事項（資料編県様式 3-8-10 もしくは口頭）

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項



## 6 警察災害派遣隊の受入れについて

### (1) 警察災害派遣隊の派遣

警察災害派遣隊は市からの要請に基づくものではなく、大規模災害発生時に必要に応じて被災地に派遣される。なお、図 2.3 に警察災害派遣隊受入れの流れを示す。

### (2) 応援都道府県警察の指揮

警察災害派遣隊が救助活動拠点（又は被災現場）に到着後は、所轄警察署長の指揮下で活動する。

### (3) 警察災害派遣隊の任務

警察災害派遣隊は、派遣先の警察の長又は警察署長の指揮に基づき、次に掲げる任務を行う。

- ア 被害情報等の収集・伝達
- イ 救出救助活動、避難誘導及び行方不明者等の搜索
- ウ 緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
- エ 遺体安置場所における検視又は死体見分
- オ 治安維持活動及び必要な災害警備活動

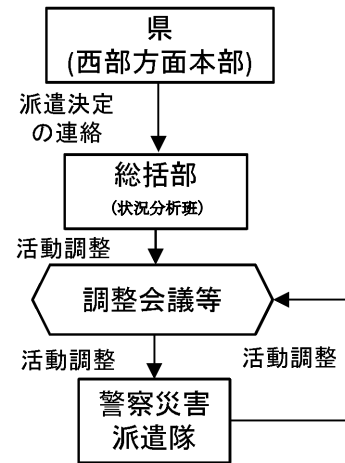


図 2.3 警察災害派遣隊受入れの流れ

### (4) 警察災害派遣隊の活動拠点の調整等

#### ア 活動拠点の調整

警察災害派遣隊の各応援部隊の使用する活動拠点は、活動拠点候補地（資料編 2-1）から選定することを基本とする。活動拠点の選定は、国・県合同調整会議等で調整する。

#### イ 活動拠点への誘導

活動拠点への部隊誘導に関する調整は、県警察本部が行う。

#### ウ 受援連絡体制の確立

応援部隊の迅速かつ円滑な活動を確保するため、県警察本部は所要の連絡誘導隊、受援隊を編制し、受援連絡体制を確立する。

### (5) 警察航空隊ヘリポート

県警察本部所有の警察用航空機のヘリポートは、静岡県警察航空隊ヘリポート（航空自衛隊静浜基地内）とする。ただし、必要な場合には、県警察本部は、静岡空港等を臨時ヘリポートに指定することができる。

## 7 緊急消防援助隊の受入れについて

### (1) 応援要請の手続き及び受入れ

警備部（消火・救出部）は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、要望書（資料編県様式 3-8-2）により、緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行い、事後速やかに文書により依頼する。

なお、緊急消防援助隊の受入れについては、図 2.4 に示すとおり行い、具体的な応援要請に係る他の手続き及び受入れについては、緊急消防援助隊浜松市受援計画に基づいて行う。

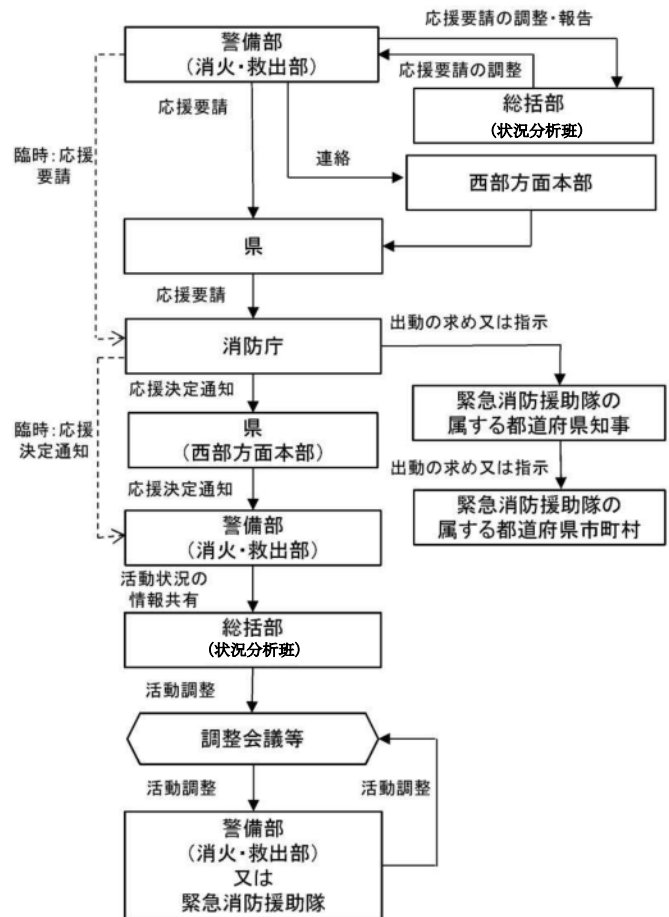


図 2.4 緊急消防援助隊受入れの流れ

## 第3章 医療活動

### 1 要旨

大規模地震等発災時の医療活動については、「浜松市医療救護計画」に基づき浜松市医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）が一括して行う。全市的な医療救護に関連する情報拠点として、浜松市災害対策本部内に医療救護本部を設置（本庁5階51会議室）するとともに、各区における応急救護所の運営等の医療救護に関する情報拠点として、区本部内に区医療救護班を設置する。

また、医療救護活動に関する広域受援の総合調整等については、医療救護本部で行い、必要に応じて、総括部情報作戦部門の情報収集班（以下「総括部（情報収集班）」という。）へ報告を行う。

### 2 広域医療搬送活動

#### （1）市及び医療機関の広域医療搬送活動

ア 医療救護本部は、災害拠点病院又は救護病院（災害拠点病院を除く。以下「救護病院等」という。）に対し、広域医療搬送のための行動開始を指示するとともに、救護病院等又は拠点ヘリポートから航空搬送拠点（以下「SCU」という。）までの患者搬送用車両を確保する。なお、航空搬送拠点や運行先指定者等及び広域医療搬送活動の流れを表3.1、図3.1に示す。

イ 救護病院等は、県が定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下「広域医療搬送対象患者」という。）を選定する。

ウ 災害拠点病院は、広域医療搬送対象患者を選定した場合、県に広域医療搬送を要請する。

エ 救護病院は、広域医療搬送対象患者を選定した場合、医療救護本部に広域医療搬送を要請し、医療救護本部は、県西部方面本部に要請する。

オ 医療救護本部は、県西部方面本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

カ 災害拠点病院は、県から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）に医療搬送患者登録を行う。

#### （2）航空搬送拠点までの患者搬送

ア 救護病院等又は医療救護本部は、救護病院等から拠点ヘリポート又はSCUまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

（ア）拠点ヘリポートとSCUの間の広域医療搬送対象患者の搬送は、県内搬送用ヘリコプターにより県が搬送する。

（イ）救護病院の広域医療搬送対象患者情報については、SCUに配置されているDMATに情報提供し、EMISへの入力を依頼する。

表 3.1 県西部方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等

管内	航空搬送拠点 (SCU)	患者県内搬送用ヘリの運航先指定者	運航情報提供（※1）の実施者
西部方面本部	航空自衛隊浜松基地	県本部（健康福祉部）、西部方面本部健康福祉班	西部方面本部健康福祉班航空搬送拠点係

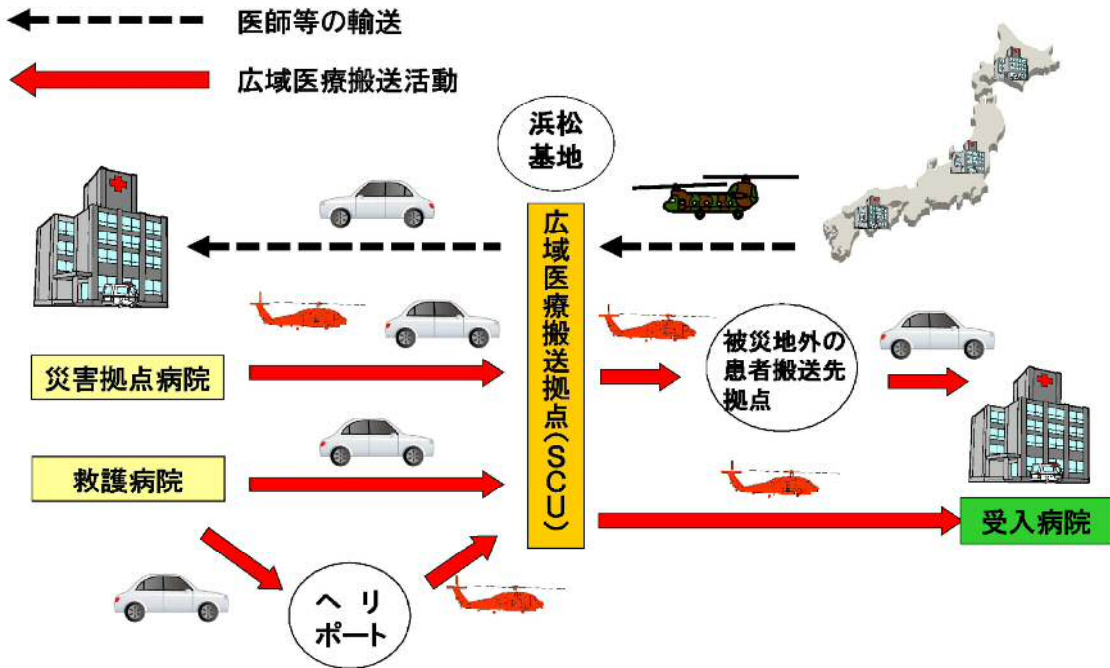


図 3.1 医師等の輸送及び広域医療搬送活動の流れ

### 3 保健医療活動チームの支援要請及び受け入れ

ア 医療救護本部は、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班、独立行政法人国立病院機構医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム、表 3.2 参照）の支援が必要になった場合、県西部方面本部へ要請を行う。

※1 運航情報提供：運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。

表 3.2 主な保健医療活動チーム（参考）

保健医療チーム名	略称	領域
災害派遣医療チーム	DMAT	医療
日本赤十字社救護班		医療
全国知事会救護班		医療
日本医師会災害医療チーム	JMAT	医療
全日本病院協会災害時医療支援活動班	AMAT	医療
国立病院機構医療班		医療
日本看護協会災害支援ナース		看護
災害派遣精神医療チーム	DPAT	精神
災害時健康危機管理支援チーム	DHEAT	保健衛生
大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会	JRAT	リハビリ
日本栄養士会支援チーム	JDA-DAT	栄養
日本病院薬剤師会		薬剤
日本臨床衛生検査技師会災害支援チーム	JAMT	検査

- イ 医療救護本部は、県災害医療コーディネーター等との連携を図る。
- ウ 医療救護本部は、県西部方面本部、区医療救護班及び医師会等と連携し、保健医療活動チームの受け入れ調整等を行う。
- エ 保健医療活動チームの活動拠点は、原則として保健所又は区医療救護班とし、活動調整及び情報連携は調整会議により行う。
- オ 医療救護本部は、保健医療活動チームの宿泊場所の確保に努める。
- カ 医療救護本部は、保健医療活動チームが航空搬送拠点に到着した場合、航空搬送拠点から派遣要請先まで搬送する際の車両（タクシー等）を確保する。なお、医師等の輸送の流れについては図 3.1 のとおり。
- キ 医療救護本部及び区医療救護班は、保健医療活動チームに対して、活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等の報告を求め、情報の整理及び分析を行うとともに、県に情報提供を行う。

#### 4 医薬品等及び輸血用血液の確保

- ア 医療救護本部は、市内で医薬品等及び輸血用血液が確保できない場合、県西部方面本部に要請する。
- イ 要請した医薬品等については、各要請先（応急救護所、各区医療救護班、救護病院等）への搬送を依頼する。各要請先への搬送が困難な場合には、医薬品集積所（産業展示館北館 3 階）への搬送を依頼する。
- ウ 医薬品集積所の医薬品を仕分けるため、医療救護本部の職員を派遣し、薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。
- エ 医療救護本部は、医薬品集積所から各要請先（応急救護所、各区医療救護班、救護病院等）への搬送手段を確保する。

## 第4章 物資調達活動

### 1 要旨

市は、発災時に必要となる食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）について、住民は平常時から備蓄に努めるとともに、発災後、物資が不足している住民に対して備蓄物資を提供する。これによる対応が困難な場合、市は、国の具体計画に基づき実施される支援、市内の事業者との協定に基づく支援、県及び指定都市市長会等からの支援により、緊急に必要な物資（以下「緊急物資」という。）を確保する。

### 2 物資調達・供給活動の概要

#### （1）物資調達・供給の基本的な流れ

- ア 住民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- イ 物資管理部（指揮・調整）は、市が備蓄している物資を住民に提供する。
- ウ 物資管理部（指揮・調整）は、協定を締結している民間業者から緊急物資を調達する。
- エ 物資管理部（受入・搬送）は、国の具体計画に基づき発災から4日目以降7日目まで実施される緊急物資の支援を受け入れる。
- オ 物資管理部（指揮・調整）は、上記ア～エによっても緊急物資が不足する場合、県及び指定都市市長会等に対して、物資供給を要請する。
- カ 物資管理部（指揮・調整）は、市の備蓄及び国等からの支援物資等を静岡県トラック協会西部支部（以下「トラック協会」という。）と連携し、避難所まで輸送する。

#### （2）物資受け入れに関する留意すべき事項

物資管理部（指揮・調整）は、個人からの義援物資は、混載された物資の仕分け等が別途必要となり、市の物資供給活動に支障を来す恐れがあることから、原則として受入れないこととし、その旨をホームページや報道機関等を通じて周知する。

### 3 平常時からの準備

#### （1）住民への啓発

食料や飲料水等の速やかな調達が困難となる場合も想定して、市は住民に対し、ローリングストック法等を活用した7日分（うち3日分は非常持出し品）の食料及び飲料水の備蓄を啓発する。

#### （2）物資の備蓄

市は、非常持ち出しが困難な被災住民や旅行者等を想定し、緊急物資の備蓄に努める。

### (3) 緊急物資の調達・輸送に関する体制の構築

物資管理部（指揮・調整）は、大規模な地震が発生した場合、物資の調達や輸送が平常時のようには確保できないとの認識に立ち、平常時から民間物流事業者等との緊急輸送に伴う協定を締結する。また、物資管理部（指揮・調整）及び民間物流事業者等は、平常時から物資拠点運営マニュアルの整備や緊急物資の調達・輸送訓練等を実施し、体制の構築に努める。

## 4 物資調達活動

### (1) 発災直後から概ね3日間の活動

#### ア 地域内物資輸送拠点の開設及び運営

(ア) 物資管理部（指揮・調整）は、地域内物資輸送拠点（以下「物資輸送拠点」という。）の被害状況を把握し、総括部（情報収集班）に報告する。

(イ) 物資管理部（指揮・調整）は、被災等により物資輸送拠点の開設が困難な場合、民間物流事業者の斡旋等により代替施設を速やかに決定し、総括部（情報収集班）に報告する。

(ウ) 物資管理部（受入・搬送）は、「物資拠点運営マニュアル」に基づき、物資輸送拠点の開設及び運営を行う。また、物資輸送拠点の運営を円滑に進めるため、荷捌き作業等の支援を民間物流事業者等へ要請し、専門職の人材確保に努める。

#### イ 市の備蓄物資による緊急物資の輸送

(ア) 調達を必要とする緊急物資の把握（図4.1参照）

物資管理部（指揮・調整）は、区本部から緊急物資の調達要請を受け、品目別の数量を集約し、総括部（情報収集班）へ報告する。

(イ) 市の備蓄物資の提供

物資管理部（指揮・調整）は、上記で集約した必要とする品目・数量及び輸送先を物資管理部（受入・搬送）に示し、市の備蓄物資を提供する。

(ウ) 市の備蓄物資の輸送

物資管理部（指揮・調整）は、広域防災倉庫等から避難所まで、市の備蓄物資の輸送をトラック協会に要請する。

なお、トラック協会より輸送の了承を受け次第、物資管理部（指揮・調整）は、避難所への搬入数量等を区本部に通知する。

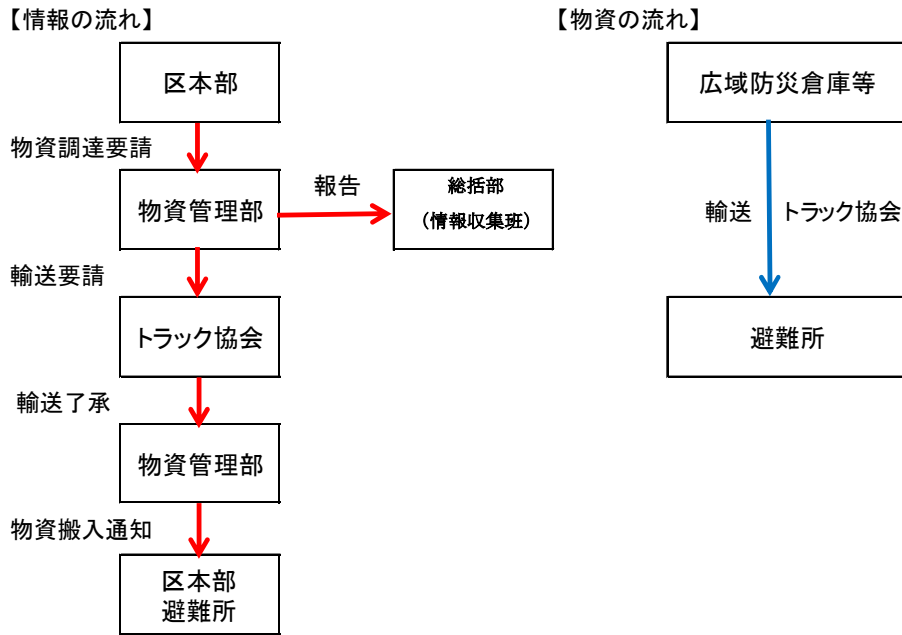


図 4.1 市の備蓄による物資調達・供給の流れ

ウ 協定業者からの緊急物資の調達（プル型支援（※2））及び輸送（図 4.2 参照）

（ア）調達を必要とする緊急物資の把握

物資管理部（指揮・調整）は、区本部から緊急物資の調達要請を受け、品目別の数量を集約し、総括部（情報収集班）へ報告する。

（イ）協定業者への物資提供要請

物資管理部（指揮・調整）は、協定業者に対して調達可能数量を調査し、必要とする品目・数量及び輸送先の避難所を示し、緊急物資の提供を要請する。

（ウ）緊急物資の輸送

物資の提供については、物資管理部（指揮・調整）は図 4.2 のとおり A～C の方法により行う。

A：協定業者自らが直接避難所まで緊急物資を輸送するよう要請する。

B：協定業者により物資輸送拠点へ搬入された緊急物資については、物資輸送拠点から避難所までの輸送をトラック協会に要請する。

C：協定業者による輸送が困難な場合は、トラック協会に協定業者から避難所までの緊急物資の輸送を要請する。

また、トラック協会より輸送の了承を受け次第、物資管理部（指揮・調整）は、避難所への搬入数量等を区本部に通知する。

※2 プル型支援：物資の必要量を把握し、必要に応じて指定都市市長会・協定業者・国・県等へ物資の調達を要請し、必要な物資を確保する。



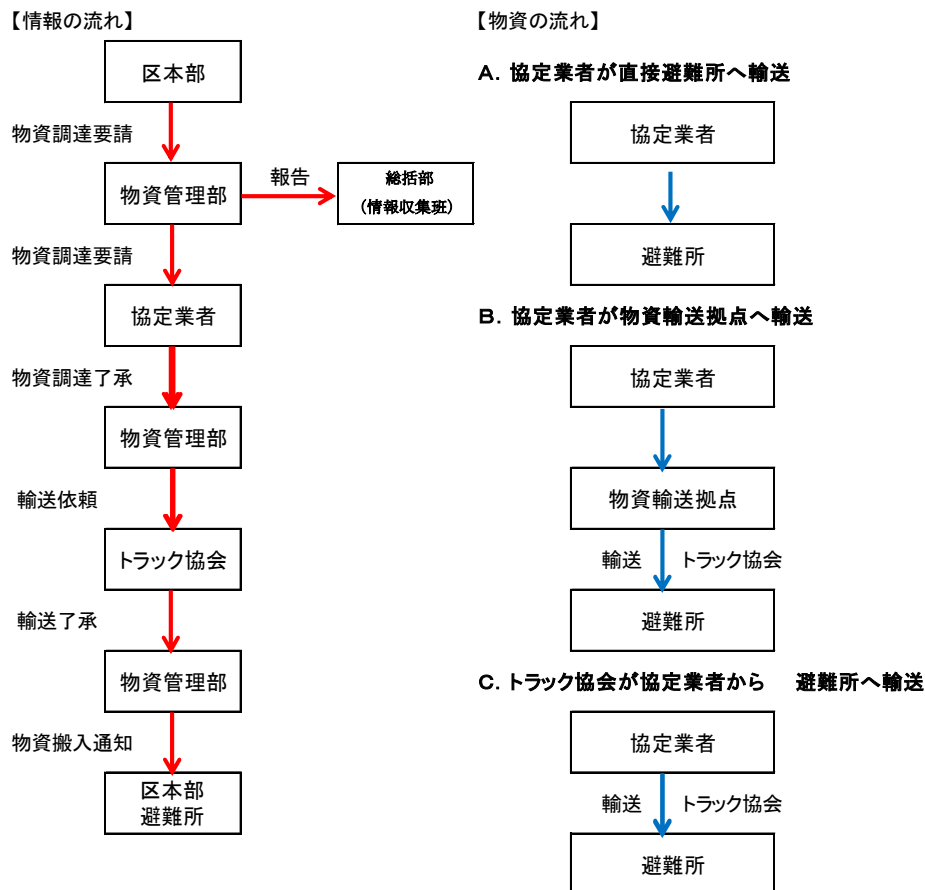


図 4.2 協定業者による物資調達・供給の流れ

エ プッシュ型支援（※3）の輸送

（ア）プッシュ型支援物資配分計画

国の具体計画及び静岡県第 4 次地震被害想定に基づいて作成した「プッシュ型支援物資配分計画」を、資料編 4-1 に示す。

（イ）プッシュ型支援に関する調整

物資管理部（指揮・調整）は、発災の時期や県の広域物資輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点」という）の開設状況等を踏まえ、「プッシュ型支援物資配分計画」により供給される支援物資の品目・数量・輸送先等について県と調整する。

※3 プッシュ型支援：被災自治体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を国が調達し、被災県内の広域物資輸送拠点に物資を緊急輸送すること。

## (2) 発災後概ね4日目以降から7日目までの活動

この期間は、国の具体計画に基づくプッシュ型支援が本格化することから物資管理部（受入・搬送）は、プッシュ型支援物資の受入れ業務を優先して実施する。

### ア プッシュ型支援による緊急物資の輸送（図4.3参照）

#### (ア) 国によるプッシュ型支援物資の受入れ

国から広域物資輸送拠点に搬入されるプッシュ型支援物資について、物資管理部（指揮・調整）は、この情報が県から物資管理部（指揮・調整）に伝達された場合には、速やかに総括部（情報収集班）に報告する。

また、プッシュ型支援物資の受入れは、県方面本部（物資班拠点係）（以下「県拠点係」という。）が行う。物資管理部（受入・搬送）は、県拠点係の受入れた緊急物資を民間物流事業者等の協力を得て、プッシュ型市配分計画に基づき仕分け等を行う。

#### (イ) プッシュ型支援物資配分計画の修正

物資管理部（指揮・調整）は、プッシュ型支援物資配分計画に変更が生じた場合は、総括部（情報収集班）に報告をし、速やかに変更されたプッシュ型支援物資配分計画の修正に基づき仕分け等を行う。

#### (ウ) プッシュ型支援物資の輸送

物資管理部（受入・搬送）は、プッシュ型支援物資の避難所までの輸送をトラック協会に要請する。

なお、トラック協会より輸送の了承を受け次第、物資管理部（指揮・調整）は、避難所への搬入数量等を区本部に通知する。

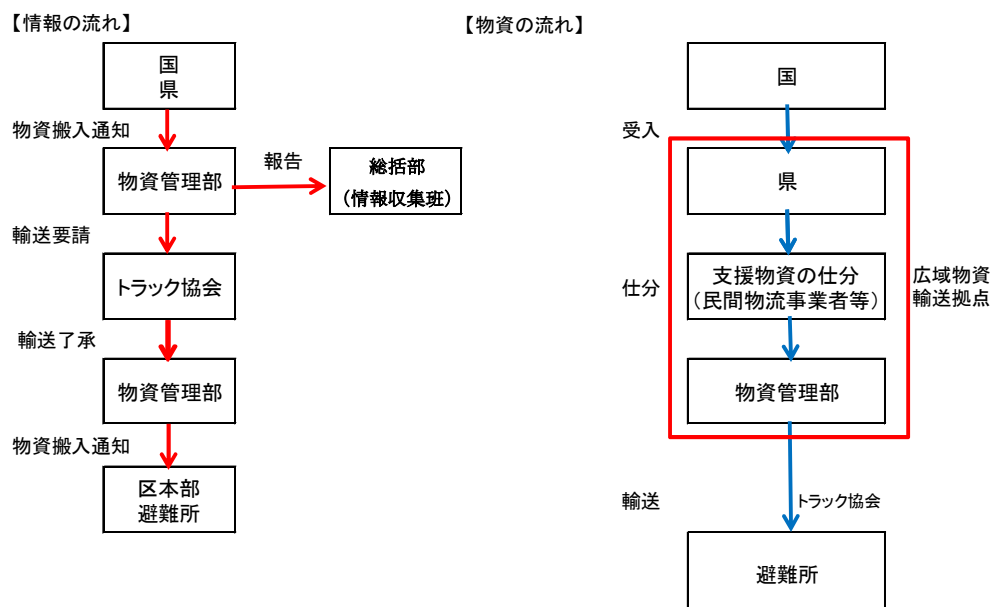


図4.3 国のプッシュ型支援による物資供給の流れ

イ 県及び指定都市市長会等への緊急物資調達（図 4.4 参照）

（ア）調達を必要とする緊急物資の把握

物資管理部（指揮・調整）は、区本部からの緊急物資の調達要請を品目別の数量を集約し、総括部（情報収集班）に報告する。

（イ）県及び指定都市市長会等への提供の要請

物資管理部（指揮・調整）は、県及び指定都市市長会等への調達要請を行い、併せて総括部（情報収集班）に報告する。

（ウ）配分計画の決定

物資管理部（指揮・調整）は、県及び指定都市市長会等から調達できる数量等を基に、区本部ごとの配分計画を決定し、区本部に連絡する。

**（3）発災から概ね1週間以降の活動**

ア 県による緊急物資の調達及び輸送（図 4.4 参照）

物資管理部（指揮・調整）は、区本部からの緊急物資の調達要請を取りまとめ、県に対し緊急物資の要請を行う。その結果を総括部（情報収集班）へ報告する。物資拠点での受入れから仕分けは、プッシュ型支援物資と同様に行う。

なお、避難所までの緊急物資の輸送については、トラック協会に要請する。

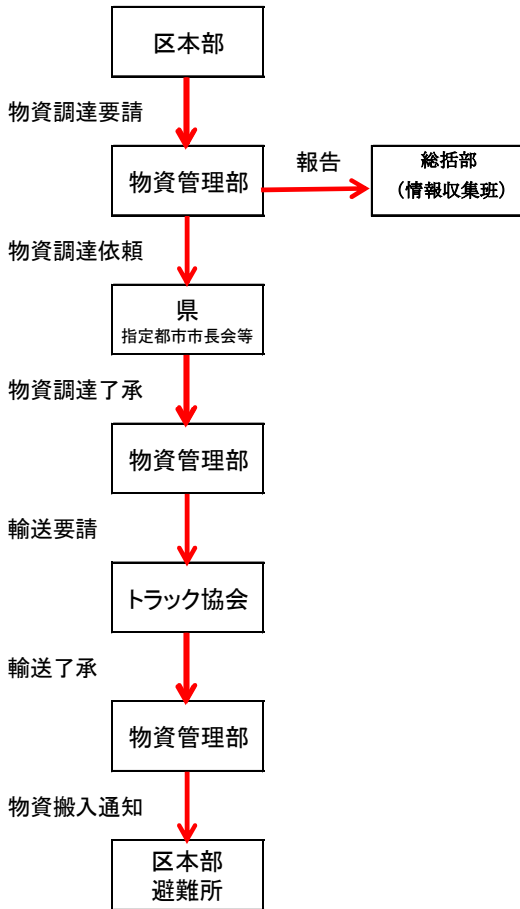
また、トラック協会より輸送の了承を受け次第、物資管理部（指揮・調整）は、避難所への搬入数量等を区本部に通知する。

イ 指定都市市長会等及び協定業者による緊急物資の調達及び輸送（図 4.4 参照）

物資管理部（受入・搬送）は、区本部からの緊急物資の調達要請のうち、県からの緊急物資の品目がないものについて、指定都市市長会等及び協定業者から、緊急物資の調達を行う。物資拠点での受入れから仕分けは、プッシュ型支援物資と同様に行う。

なお、避難所までの緊急物資の輸送については、トラック協会に要請する。また、トラック協会より輸送の了承を受け次第、物資管理部（指揮・調整）は、避難所への搬入数量等を区本部に通知する。

【情報の流れ】



【物資の流れ】

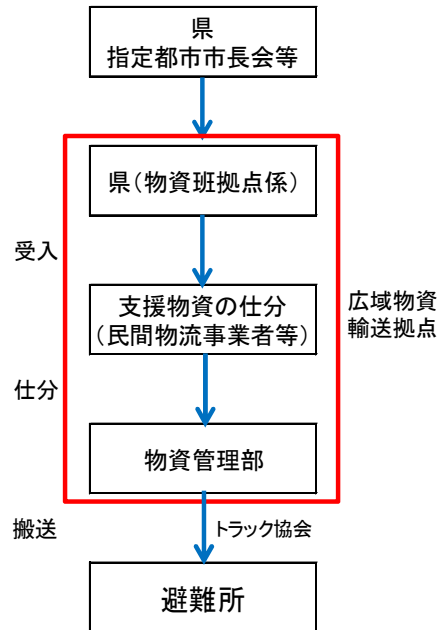


図 4.4 県及び指定都市市長会等による物資供給の流れ

5 緊急物資の輸送に関する留意事項

(1) 広域物資輸送拠点から避難所への物資輸送

物資管理部（受入・搬送）は、受入れ、仕分けをした緊急物資についてトラック協会と情報共有し、避難所まで輸送する。

(2) 輸送手段の確保

物資管理部（指揮・調整）は、土木復旧部を通じて市内の道路状況を把握し、トラック協会と情報の共有に努める。

なお、トラック協会による輸送が困難な場合には、総括部（情報収集班）を通じ、自衛隊等による物資輸送等を依頼する。

## 第5章 燃料供給

### 1 要旨

市は、災害応急対策活動に従事する車両等や災害拠点病院等、災害応急対策の指令機能を有する施設等の業務継続のため、県、関係機関等と連携し、迅速かつ円滑な燃料供給に努める。

### 2 燃料供給の概要

総括部資源管理部門の財務・調達班（以下「総括部（財務・調達班）」という。）は、浜松石油業協同組合等と連携して、一般給油所を含めた燃料給油能力等に関する情報の収集・共有に努め、以下に挙げる施設等へ燃料供給を行う。

- ア 災害応急対策に従事する車両
- イ 業務継続が必要な優先供給施設

### 3 災害応急対策に従事する車両への燃料供給

#### （1）平常時からの準備

- ア 緊急通行車両以外の車両に対する優先的な給油の取り決め

総括部（財務・調達班）は、緊急輸送路の確保活動等に従事することが想定される重機等の緊急通行車両以外の車両に優先的な給油を行うため、浜松石油業協同組合等と「燃料供給に関する協定」を締結し、災害応急対策に従事する車両に対する給油優先車両証の発行等、必要な調整を行う。

- イ 臨時の給油所

総括部（財務・調達班）は、応援部隊等の救助活動拠点付近における給油所が被災することが想定される場合又は油槽所等から給油所に至る道路の応急復旧に時間を要すると想定される場合において、臨時の給油所の設置に関する事前計画を総括部資源管理部門の資機材・空間・車両班（以下「総括部（資機材・空間・車両班）」という。）と協力して作成し応援部隊等と協議して事前対策を行う。

- ウ 燃料供給拠点は、資料編 5-1 のとおり。

#### （2）発災時の対応（図 5.1 参照）

- ア 総括部（財務・調達班）は、浜松石油業協同組合等と連携して、常設の給油所を含めた燃料給油能力等に関する情報の収集・共有を行う。また、浜松石油業協同組合等から提供された燃料供給拠点等の稼働状況及び燃料保有状況に関する情報について、総括部（情報収集班）に報告するとともに、応援部隊等に対し、災害応急対策に従事する車両に燃料供給が可能な燃料供給拠点の情報を提供する。

- イ 総括部（財務・調達班）は、市民に対して一般車両の給油に関する情報を適切に広報・周知し、給油所での混乱防止に努める。

#### ウ 臨時の給油所

総括部（財務・調達班）は、応援部隊等の救助活動拠点等において、必要に応じて事前計画に基づき、区域内の浜松石油業協同組合等と協力の下、小型の給油車両やドラム缶などを利用した臨時の給油所を設け、応援部隊等に燃料を供給する。

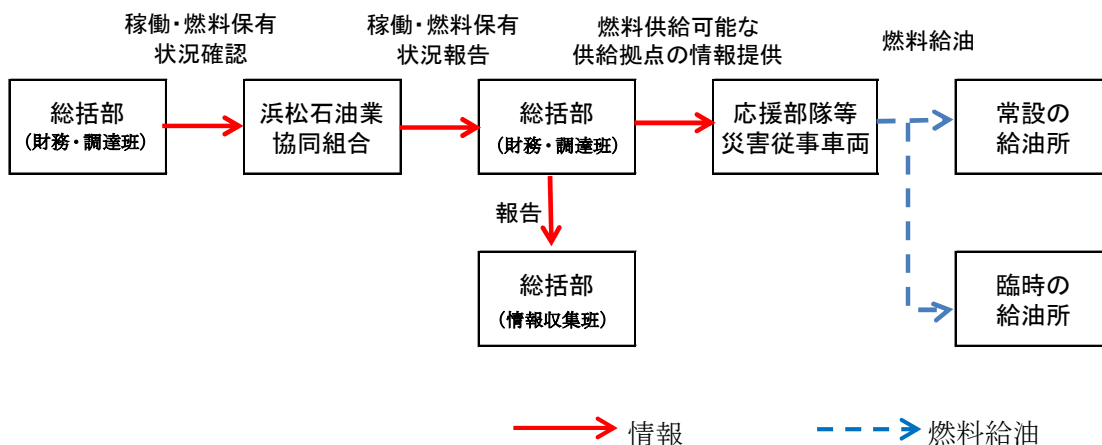


図 5.1 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給の流れ

## 4 県が指定する優先供給施設への燃料供給

### (1) 平常時からの準備

ア 県が指定する優先供給施設は、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画資料編 6-2（ただし、対外非公表）に示す。

イ 総括部（財務・調達班）は、燃料供給に係る費用については、原則として県指定優先供給施設の管理者が負担することについて、事前に施設側との合意をとる。

### (2) 災害時の対応

ア 総括部（財務・調達班）は、県指定優先供給施設において燃料確保が困難な場合、燃料需要の取りまとめを行う。

イ 総括部（財務・調達班）は、県本部（指令部対策班）に対して燃料供給の要請を行い、総括部（情報収集班）に報告する。

なお、燃料供給の要請に当たっては、優先供給施設への燃料供給要請のための様式（資料編県様式 6-7-1）を使用する。

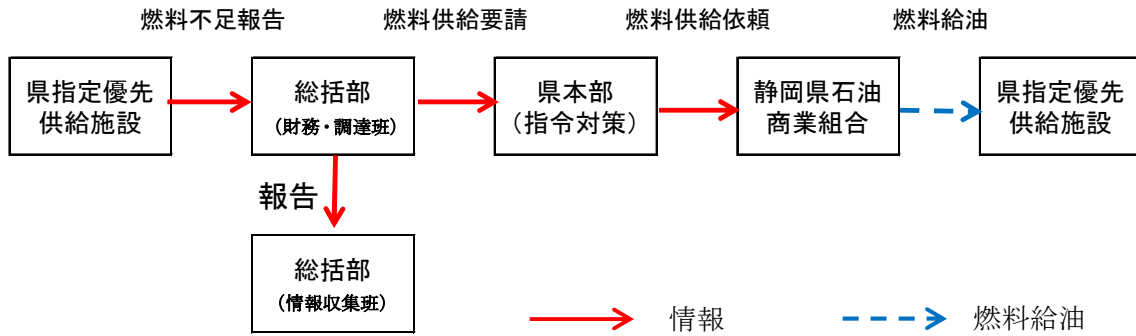


図 5.2 県が指定する優先供給施設への燃料供給の流れ

## 5 市が指定する優先供給施設への燃料供給

### (1) 平常時からの準備

- ア 危機管理課は、市が優先して燃料供給する施設（以下、「市指定優先供給施設」という。）をあらかじめ選定しておく。
- イ 総括部（財務・調達班）は、燃料供給に係る費用は、原則として市指定優先供給施設の管理者が負担することについて、事前の合意を確認する。

### (2) 災害時の対応（図 5.3 参照）

- ア 総括部（財務・調達班）は、市指定優先供給施設において燃料確保が困難な場合、燃料需要の取りまとめを行う。
  - イ 総括部（財務・調達班）は浜松石油業協同組合等に対して燃料供給の要請を行い、総括部（情報収集班）に報告する。
- なお、燃料供給の要請に当たっては、優先供給施設への燃料供給要請のための様式（資料編県様式 6-7-1）を使用する。

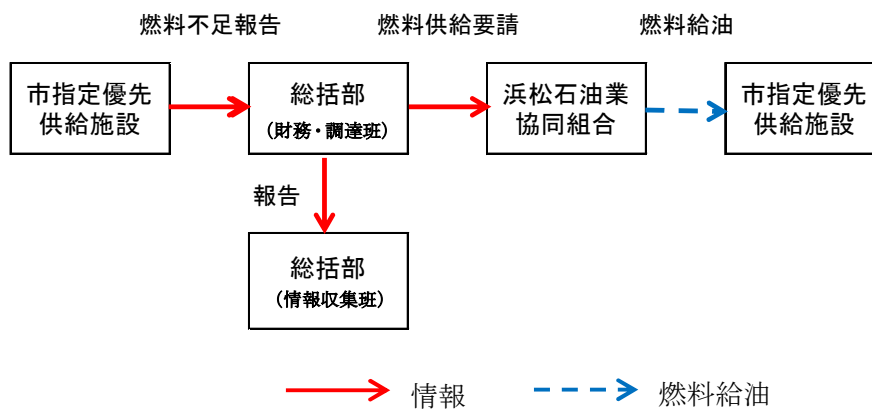


図 5.3 市が指定する優先供給施設への燃料供給の流れ

## 第6章 他都市職員の受入れ

### 1 要旨

大規模地震等発災時に、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」等に基づき、迅速かつ円滑に応援要請及び調整を行い、応急対策及び復旧対策を実施する。

### 2 応援要請の流れ

#### (1) 静岡県への要請 (図 6.1 参照)

ア 災害 11 部及び区本部は、非常時優先通常業務の実施にあたり、人的資源が不足する場合は、応援要請依頼書 (様式 6-1) にて総括部 (受援総括班) に依頼する (\*1)。

イ 総括部 (受援総括班) は、災害対策基本法第 68 条に基づく要請を取りまとめ、静岡県に要請する。

ウ 総括部 (受援総括班) は、静岡県と調整した内容を、応援要請回答書 (様式 6-2) にて災害 11 部及び区本部に報告する。

#### ○災害対策基本法

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

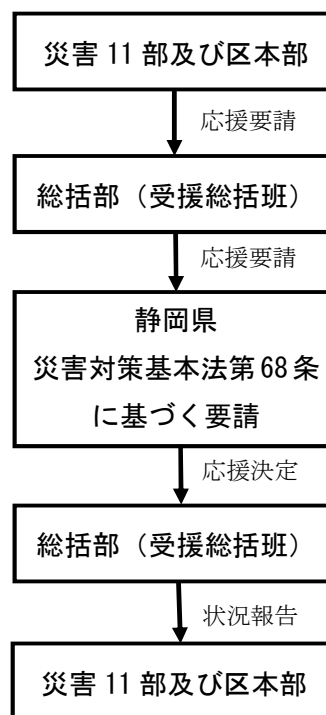


図 6.1 静岡県への要請の流れ

\*1 応援が必要と予想される業務については資料編 6-1 を参照。要請等に係る様式使用のフロー図については資料編 6-2 を参照。



(2) 指定都市市長会等への要請 (図 6.2 参照)

- ア 総括部（受援総括班）は、各協定に基づき、先遣隊が情報収集に来た場合、応援要請について調整する。
- イ 総括部（受援総括班）は、応援を要請する前に自主的に申し出があった場合、応援団体と応援内容及び人員等を調整する。
- ウ 災害 11 部及び区本部は、非常時優先通常業務の実施にあたり人的資源が不足する場合、応援要請依頼書（様式 6-1）にて総括部（受援総括班）へ報告する。
- エ 総括部（受援総括班）は、災害 11 部及び区本部からの報告をもとに、指定都市市長会等に要請する。
- オ 総括部（受援総括班）は、指定都市市長会等と調整した内容を、応援要請回答書（様式 6-2）にて災害 11 部及び区本部に報告する。

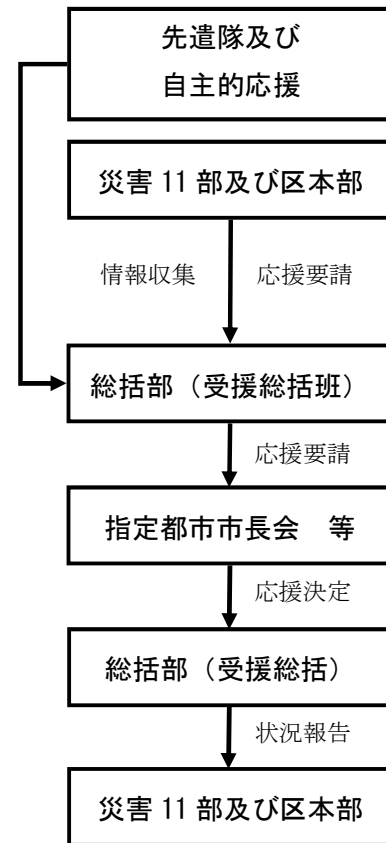


図 6.2 指定都市市長会等への要請の流れ

(3) 独自の協定団体等への要請 (図 6.3 参照)

- ア 災害 11 部は、各協定団体等への独自の応援要請については、各部で協定団体等に対し行う。
- イ 災害 11 部は、各協定団体等と調整した内容を、応援要請回答書（様式 6-2）にて総括部（受援総括班）へ報告する。

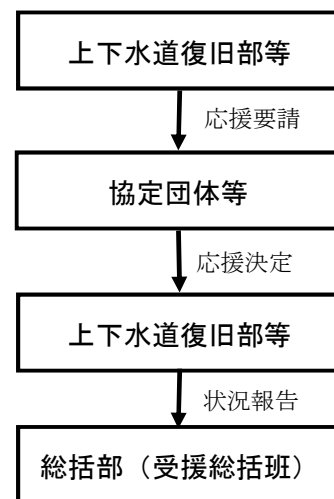


図 6.3 独自の協定先団体等への要請の流れ

### 3 受援の準備

#### (1) 応援団体との連絡調整

災害 11 部及び区本部は、応援団体と連絡調整を行い、応援職員の人数や到着時期、集合場所、携行品等について、事前に把握しておく。

#### (2) 必要な資機材の準備

災害 11 部及び区本部は、原則、業務に必要な資機材について準備する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足することが想定されるため、応援職員に持参してもらうよう調整し、依頼する。

#### (3) 応援職員の活動拠点の確保

災害 11 部及び区本部は、応援職員が活動する執務スペースや待機場所について確保する。ただし、確保が困難な場合は、総括部（資機材・空間・車両班）と調整する。

#### (4) 応援職員が従事する業務内容・手順等の整理

災害 11 部及び区本部は、応援職員が従事する業務内容・手順等を業務マニュアル等で事前に整理し、用意する。

#### (5) 応援職員の宿泊場所及び食料等の確保

ア 総括部（受援総括班）は、応援職員の宿泊場所について、調整し、確保する。

イ 総括部庶務部門の安全衛生班（「総括部（安全衛生班）」）は、応援職員の食料・飲料水等について、災害 11 部及び区本部からの必要数を取りまとめ、調達する。

### 4 応援職員の受入れ

#### (1) 応援職員の受付

ア 災害 11 部及び区本部は、集合場所において、応援職員の受付を行う。その際に、応援職員の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した応援職員名簿（様式 6-3）を作成する。

イ 災害 11 部及び区本部は、作成した応援職員名簿（様式 6-3）にて、総括部（受援総括班）に報告する。

#### (2) 業務内容等の説明

災害 11 部及び区本部は、応援職員が従事する業務の内容や手順について、応援職員に説明を行う。

## 5 応援職員の管理

### (1) 情報共有

災害 11 部及び区本部は、原則として、毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

### (2) 業務管理

災害 11 部及び区本部は、応援職員による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員の追加要請や業務内容の変更を検討する。

### (3) 交代に係る対応

ア 災害 11 部及び区本部は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等を行う。

イ 災害 11 部及び区本部は、必要に応じて事務引継書（様式 6-4）を活用する。

ウ 災害 11 部及び区本部は、応援職員の交代の都度、事務引継書（様式 6-4）を更新し、総括部（受援総括班）に報告する。

## 6 受援による業務の終了

### (1) 受援終了の判断・決定

ア 災害 11 部及び区本部は、「受援対象業務が終了する」、又は、「業務に必要な人員が足りる」など、受援の必要が無くなる見込みとなった場合、受援終了報告書（様式 6-5）を作成し、総括部（受援総括班）へ報告する。

イ 総括部（受援総括班）は、上記アの報告を受けた場合、災害 11 部及び区本部の要請状況を確認し、他の業務への配置転換が可能かどうかを応援団体と調整する。

なお、応援職員の配置転換をする場合は、応援団体へ報告する。

ウ 総括部（受援総括班）は、受援業務が終了した際、応援団体に終了を報告する。

## 第7章 災害ボランティアの受入れ

### 1 要旨

被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害ボランティア本部を運営する浜松市社会福祉協議会と連絡を密に行い、受入れを行う。

### 2 災害ボランティア本部等の設置及び活動状況の把握（図7.1参照）

#### （1）災害ボランティア本部等の設置

福祉支援部（福祉総務）は、浜松市社会福祉協議会と連携のもと、浜松市福祉交流センターに「災害ボランティア本部」を設置する。また、被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、区ごとに「区災害ボランティアセンター」（資料編7-1）を設置する。

なお、ボランティアのニーズ調査、募集、受付、マッチングについては浜松市社会福祉協議会の取決めに従う。

#### （2）活動状況の把握

福祉支援部（福祉総務）は、災害ボランティア本部の活動状況を把握し、総括部（情報収集班）と情報共有をする。

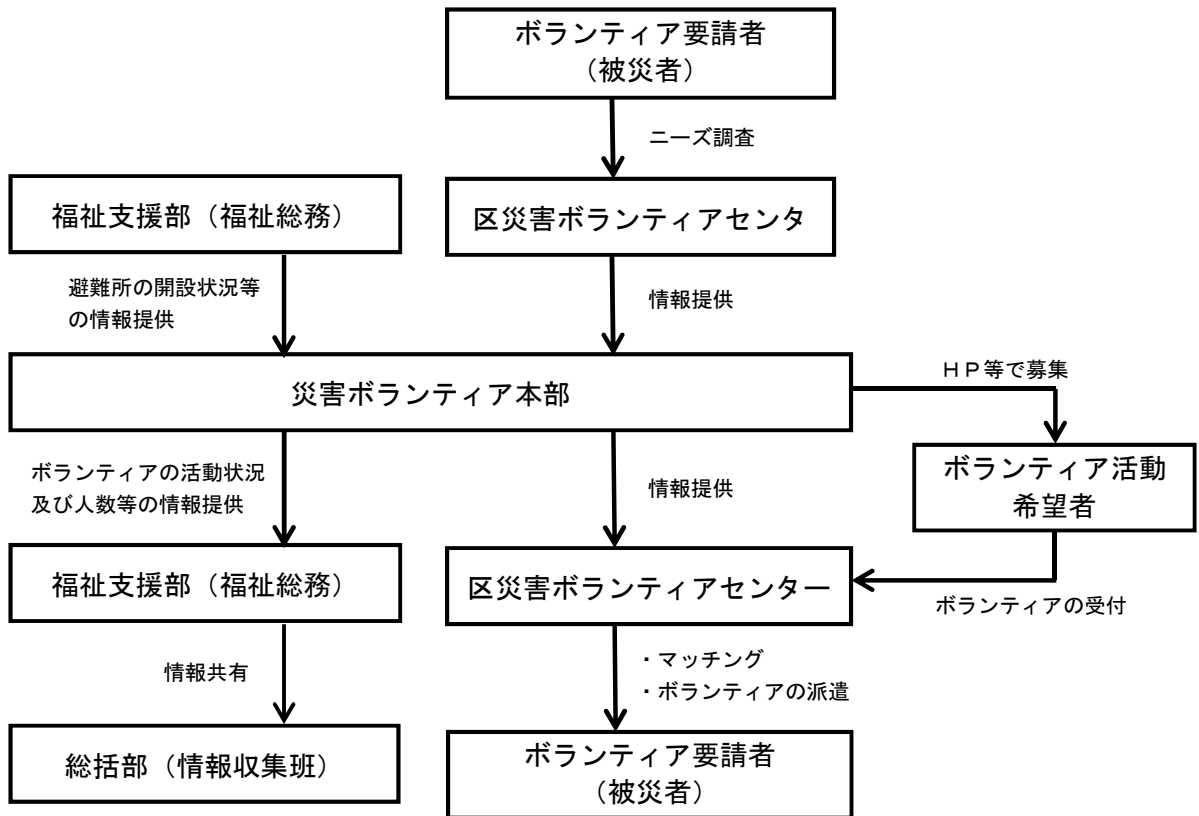


図7.1 災害ボランティア受入れに係る情報の流れ

### 3 宿泊場所

宿泊場所については、原則としてボランティア自身が確保する。なお、市が指定する宿當地は（資料編 7-2）のとおりとする。